

共生 1学年通信 6月号

入学から約2か月が経過しました。授業や課題活動、行事などを通じて新しい友人との交流も増えてきたのではないのでしょうか。皆さんの学校生活が更に充実できるように、自分を大切にして、様々な人を認められる、受け入れられる姿勢を継続していきましょう。学年目標である「共生」を皆で体現していきましょう。また、気温の変化が激しい日も見受けられます。自分をコントロールすることも皆さんの課題とも言えます。これまでよりもできることを増やし、「自立」を目指していきましょう。保護者の皆様におかれましては引き続きご協力のほど、お願いいたします。

今後の日程

月	日	曜日	内容
6	17	月	交通安全研修
6	20	木	献血研修
6	26	水	前期期末考査発表
7	3	水	前期期末考査開始
7	16	火	午前日課（～19日迄）
7	22	月	夏季休業期間開始

※行事予定は、変更される可能性があります。変更があった場合は生徒を通じて連絡致します。
 ※高額な金銭の持参は保管、管理に十分注意してください。（要相談）

進路ウェブアンケートの結果

内容	人数
ユマニテクカレッジ（連携校）	37名
進学希望者	78名
就職希望者	31名
未定者	54名
有資格者（情報・漢字・英語等）	20名

進路ウェブアンケートの傾向

先日実施しました、進路ウェブアンケートの状況を見て、1学年生徒の傾向を報告します。

- ① 例年に比べ、連携校への興味関心を抱いている生徒が多いと推測できます。
- ② 例年に比べ、進学希望者が多いと推測できます。
- ③ 入学前から将来の事を保護者と相談している生徒が多いと推測できます。

重要 例年、進路決定（進路実現）をする生徒の特徴は「欠席、遅刻が少ない」「課外の活動実績がある（部活動、資格検定）」「素直な人間性」の3点です。1年次からの成績が皆さんの将来に影響します。できることを確実に積み重ねて、目標に向けて前進していきましょう。

学内進学について

本校には学園のグループ校として様々な学内進学先があります。
 ※定められる条件を満たした場合、「内部進学制度」を利用して受験することができます。

学校名	取得できる主な資格
ユマニテク短期大学	幼稚園教諭、保育士
ユマニテク医療福祉大学校	理学療法士 介護福祉士 歯科衛生士
ユマニテク調理製菓専門学校	調理師免許 ふぐ調理 製菓衛生師
ユマニテク看護助産専門学校	看護師、助産師
名古屋ユマニテク 歯科衛生専門学校	歯科衛生士
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校	調理師 製菓衛生師

活動の記録

【授業風景（製菓実習）】



【防災研修】

【授業風景（製菓実習）】



【部活動】

【クラス写真】



【体育行事】



【体育行事】



【体育行事】



【体育行事】



警報等発令時の対応

「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」「地震の警戒宣言」が愛知県西部、または三重県のどこかに発令された場合は、休校となります。

- ① 警報が、7時までに解除された場合は、休校にはなりません。学校に登校してください。
- ② 7時～11時までに解除された場合は、午後1時までに登校してください。
- ③ 11時までに解除されなかった場合は、休校となります。

※警報発令時はホームページ、配信メールを確認してください。

令和6年7月以降の就学支援金支給手続き

お問合せ
届出・申請先

私立大橋高等学校事務局 担当 田中、尾崎
電話 059-348-4800

正門前及び県道沿いの駐車禁止について

正門前及び県道沿いの駐車禁止について連絡します。

保護者の皆様には、日頃より本校教育活動にご理解・ご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、最近、正門前及び県道沿い(校舎前の道路)に駐車する方がいます。このことで、生徒の登下校の安全を脅かす事態や近隣住民の道路往来に迷惑となっています。そこで、やむを得ない理由による自家用車の送迎の際は、次の点に注意してください。

趣旨を理解の上、協力を願います。

1. 自家用車の駐車について
学校駐車場を利用する。

2. 自家用車も乗り降りについて
学校駐車場を利用する。
※路上駐車をを行い、下校の待ち合わせを行わない。

3. 確認事項
(1)学校は、自家用車の駐車及び送迎時の事故及び近隣住民の苦情の責任を持たない点を確認。
(2)レッカー移動発生時の費用は送迎者又は保護者の負担となる点を確認。

趣旨を理解の上、協力をお願いします。

以上

概要

- 審査対象となる収入の年度が毎年6月に切り替わるため、7月～翌年6月分の就学支援金について再度審査します。保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が政令で定める金額(304,200円)未満の場合、高等学校等就学支援金が支給されます。
- マイナンバーを提出して認定を受けた方は、7月の届出は不要です。ただし、**前回の申請・届出から変更があった場合(保護者の婚姻・離婚・死別、住所地の変更等)**は別途手続きが必要です。必ず学校事務室へお知らせください。
※今回の審査で確認が必要な住所地(課税地)は、令和6年1月1日時点のものです。引越しや海外赴任等で、令和5年1月1日と令和6年1月1日で住所が異なる場合は、必ず届出を提出してください。
- 個人番号カードの写し等を提出していない方、現在、就学支援金の受給資格を認定されていない方、受給資格が消滅している方で、令和6年7月以降、就学支援金の支給を受けるためには、申請・届出等の手続きが必要です。(申請に合わせて個人番号カードの写し等をご提出いただきますようお願いいたします。)

① 現在、就学支援金が支給されている方で、個人番号カード(写)等を提出済み の場合

- 保護者や住所地(課税地)に変更がない場合は、更新手続きは不要です。県で個人番号による税額照会を行い、認定結果を通知します。
- 保護者や住所地(課税地)に変更がある場合は、別途手続きが必要です。**収入状況届出書(様式第1号)等の必要書類を学校に提出してください。**

② 現在、就学支援金が支給されている方で、個人番号カード(写)等を提出していない場合、又は、昨年7月から支払差止されている方

次の更新手続き書類を提出していただく必要があります。

<必要書類>

- ①高等学校等就学支援金 収入状況届出書(様式第1号)
- ②「個人番号カード(写)等貼付台紙」又は「**令和6年度**の市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類*」⇒保護者等の分
※市役所等で課税証明書を取得される際には、「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)(別紙2)」をお持ちください。

【注意!】

届出書を期日までに提出しない場合は、7月からの就学支援金は支給されません。

提出期日超過後に提出した場合は、提出された月の翌月から就学支援金が支給されます。